

参考資料

○景観用語集

<ア行>

美しい国づくり政策大綱（うつくしいくにづくりせいさくたいこう）

- ・平成 15 年に国土交通省により策定された、美しい国づくりのための政策指針。美しい国づくりに対するこれまでの社会資本整備への反省を示すとともに、地域の特性に応じた美しさの考え方や事業における景観形成の原則化等の具体的施策を示すなど、国土交通行政の転換点となり、景観緑三法成立の礎を築く役割を担った。

NPO（えぬぴーおー）

- ・「民間非営利活動団体」と訳され、非営利、非政府の立場で自主的、自発的な活動（社会的なサービスの提供など）を行う団体。

屋外広告物（おくがいこうこくぶつ）

- ・屋外に表示される広告物。屋外広告物法では、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物等に提出され又は表示されたもの並びにこれらに類するものと定義される。

屋外広告物法（おくがいこうこくぶつほう）

- ・昭和 25 年に美観風致の維持及び危険防止の観点から広告物規制を行う目的で、広告物取締法を廃止して成立した法律。平成 16 年に景観緑三法の一環として、許可対象区域の全国拡大、簡易除去制度の拡充等の規制の実効性の確保、景観行政団体市町村への屋外広告物条例作成権限の拡大等を含む改正がなされた。

<カ行>

開発行為（かいはつこうい）

- ・主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。

河川法（かせんほう）

- ・洪水等による災害の防止、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全等を目的として河川を総合的に管理するための法律。明治 29 年制定され昭和 39 年に全面改定、平成 9 年には部分改正された。

景観アセスメント（けいかんあせすめんと）

- ・社会資本整備や開発事業に際し、事業主体が、事業の各段階において景観を評価の項目とし、事業実施による景観の変化に対し、住民や景観アドバイザー等の意見を聴取しつつ評価を行い、事業案に反映する仕組み。

景観アドバイザー（けいかんあどばいざー）

- ・良好な景観形成推進のため、建築物・都市基盤整備等の各種事業において、都市計画・土木・建築・造園・照明・デザイン・歴史・文化財等の専門的な立場から指導・助言を行う学識経験者や実務者。

景観協議会（けいかんきょうぎかい）

- ・景観計画区域内における良好な景観の形成に必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構等が組織する協議会（景観法第 15 条）。

景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）

- ・景観計画を策定する主体（景観法第 7 条）。景観行政団体となるのは、指定都市・中核市、都道府県の同意を得た指定都市・中核市以外の市町村・特別区、これ以外の行政区域については都道府県が景観行政団体となる。

景観協定（けいかんきょうてい）

- ・景観計画区域内の土地の所有者等が良好な景観の形成に関して締結する協定（景観法第 81 条）。

景観計画（けいかんけいかく）

- ・良好な景観の形成のために定める計画（景観法第 8 条）。景観行政団体が住民意見を反映させ、都市計画審議会の意見を聴き策定。住民提案も可能。

景観計画区域（けいかんけいかくくいき）

- ・景観計画の対象となる区域（景観法第 8 条）。

景観重要建造物（けいかんじゅうようけんぞうぶつ）

- ・景観計画区域内の景観上重要な建造物を景観行政団体が指定するもの（景観法第 19 条）。所有者からの提案も可能。

景観重要公共施設（けいかんじゅうようこうきょうしせつ）

- ・景観計画に定められた景観上重要な道路、河川、都市公園等の公共施設（景観法第 19 条）。

景観重要樹木（けいかんじゅうようじゅもく）

- ・景観計画区域内の景観上重要な樹木を景観行政団体が指定するもの（景観法第 28 条）。

景観条例（けいかんじょうれい）

- ・良好な景観形成のために制定された地方公共団体の条例。景観法に基づかない一般条例と景観法に基づく条例に区分される。一般条例では、規制の強制力について法律の裏づけがないこと、税の軽減措置等が伴わないことなどその実効性に限界がある。

景観シミュレーション（けいかんしみゅれーしょん）

- ・色やサイズなどの特定の要因を系統的に変化させた状態を視覚的媒体によって表現すること。

景観整備機構（けいかんせいびきこう）

- ・景観行政団体が指定する公益法人又は NPO 法に基づく NPO 法人（景観法第 92 条）。

景観阻害要因（けいかんそがいよういん）

- ・景観を構成する要素のうち、色や形態が周辺と調和しない建築物・工作物等周辺との統一や調和を壊しているもの。

景観地区（けいかんちく）

- ・市町村が、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定める地域地区（景観法第 61 条）。

景観農業振興地域整備計画（けいかんのうぎょうしんこうちいきせいびけいかく）

- ・市町村が景観計画区域のうち農業振興地域にあるものについて、景観と調和の取れた営農条件を確保するため定める計画（景観法第 55 条）。

景観法（けいかんほう）

- ・我が国で初めての景観に関する総合的な法律。平成 16 年、美しい国土づくりに対する関心の高まりを背景に、「景観緑三法」として成立。

景観緑三法（けいかんみどりさんぼう）

- ・美しい国づくりを目的に平成 16 年に成立した「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の総称。この 3 法によって成立・改正された「景観法」、「屋外広告物法」、「都市緑地法」及び「都市公園法」の総称に用いる場合もある。

形態意匠（けいたいいしょう）

- ・建築物の屋根や外壁等の形状・材料・色彩等の総称。地区計画区域や景観計画区域等で制限が定められる。

建築基準法（けんちくきじゅんほう）

- ・建築物に関する技術基準を定めた法律。「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図る」ことを目的とする。

建築物（けんちくぶつ）

- ・土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）。

原風景（げんふうけい）

- ・時間の経過とともに都市や地域を構成している建物やその他の構成物が変化していく中で、人の心の奥にある原初の風景。

コミュニティ（こみゆにてい）

- ・地域社会または地域共同体。

<サ行>

里山（さとやま）

- ・人家近くで人々が燃料や木材生産、あるいは山野草の採取等のために管理・利用される人間生活と結びつきの強い林地・森林。近年では、田畑、川沼、集落等伝統的な農村自然の環境を含んだものを意味する場合も多い。

シークエンス景観（しーくえんすけいかん）

- ・視点の移動に伴い連続して見える景観のこと。

自然公園法（しぜんこうえんほう）

- ・国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の指定、保全、管理について定めた法律。優れた自然の風景地の保護と利用を目的とし、昭和 32 年に制定。

視点場（してんば）

- ・ 景観を眺める場所。景観を眺める人及びその人の目の高さを「視点」、景観を眺める人が立つ周辺の環境を含めた空間を「視点場」という。

修景（しゅうけい）

- ・ 歴史学などに裏付けられた学識に基づいて、歴史的建築物や建築物群による街並みのデザインを行うこと。

準景観地区（じゅんけいかんちく）

- ・ 都市計画区域及び準都市計画区域以外の景観計画区域のうち、相当数の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている区域について、その景観の保全を図るため市町村が定める地区（景観法第74条）。

親水（しんすい）

- ・ 水辺の持つレクリエーション機能、心理的満足機能、空間機能、防災機能などの機能を併せた機能。人間との心理的・精神的な関わりをも含んだ概念。

スカイライン（すかいらいん）

- ・ 空と地形や建築物などを区切る輪郭線。

セットバック（せつとばっく）

- ・ 建築物を建築する際に、外壁を敷地の内側に後退させること。

占用許可（せんようきょか）

- ・ 道路、河川、公園等の公共施設に、一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して使用する際に必要な各管理者の許可。

ゾーニング（ぞーにんぐ）

- ・ 都市計画における土地利用区分や建築規制。地域制などとも呼ばれる。我が国では通常、用途地域等の指定による土地利用規制、または用途地域等を指定することを指す。

<タ行>

地区計画（ちくけいかく）

- ・ 都市計画法に基づき、地区スケールの地区特性に応じた詳細な計画に基づいて開発・建築行為をコントロールする手法。

都市計画（としけいかく）

- ・ 都市のあるべき姿や機能・構造・配置などを考え計画を描くこと（計画行為）、あるいはつくられた計画（計画図）、また、その計画を空間利用のコントロールや建設事業を通じて実現すること。

<ナ行>

のり面（のりめん）

- ・ 土木工事によって生じた人工斜面。

<ハ行>

文化的景観（ぶんかてきけいかん）

- ・人と自然のかかわりの中で作り出された棚田、里山など、地域の人々、生活又は生業若しくは地域の風土により形成された景観地。景観法の制定と同時期の文化財保護法の改正により文化財の種類に追加。

<マ行>

マスタープラン（ますたーぷらん）

- ・全体の基本となる計画。具体的な計画や設計の規範あるいは根拠としての役割を果たす。

まちづくり

- ・地域をより良いものとするための取り組みの総称。施設整備のみならず、ソフトな活動を含んだ幅広い概念であり、活動主体やテーマと併せて用いられることも多い。

無電柱化（むでんちゅうか）

- ・電柱によって空中に張り巡らされている電線類を、道路空間の地下への収納、または沿道家屋の裏側や軒下へ配線すること。景観の向上や道路空間の確保、災害時における防災性の向上等を目的とする。

<ヤ行>

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

- ・米国の建築家であるロンメイス氏によって確立された、「最大限可能な限り、あらゆる年齢層・能力をもつ人々にとって使いやすい製品・環境を追求したデザイン」の概念。

<ラ行>

ランドマーク（らんどまーく）

- ・地域を代表する目印。自らの居場所を把握したり、目的地を認識するための地域の象徴的な目印などをいう。

<ワ行>

ワークショップ（わーくしょっぷ）

- ・特定の問題について、住民、行政、専門家などが討議し、協力して問題解決を図る手法、またその集会（少人数が一般的）。都市整備の分野では住民参加の有効な手法の一つである。問題解決を効果的に導くためにはリーダーの存在が必要である。

○石川県事例